

令和7年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年7月15日（火）
高松サンポート合同庁舎
北館低層棟2階アイホール

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池、高塚、平野、元木
労働者代表委員 川染、立石、土田、中村、三屋
使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

- 議題
- (1) 会長、会長代理の選出
 - (2) 香川県最低賃金の改正諮問について
 - (3) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
 - (4) 令和7年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
 - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
 - (6) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また、大変蒸し暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴席で5名の方が傍聴されております。

会長、会長代理はこれから選出いたしますが、会長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。

それでは、初めに友住香川労働局長からご挨拶申し上げます。

○労働局長

香川労働局長の友住でございます。本日はご多忙の中、大変お暑い中、令和7年度第1回香川地方最低賃金審議会にご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。また、委員の皆様には労働行政とりわけ最低賃金制度につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の賃金交渉の賃上げ率ですが、1991年以来33年ぶりの5%超えが

実現をしまして、最低賃金の引上げも過去最高となりましたが、昨年の香川県の実質賃金はプラスマイナスゼロパーセント。その前の2年間がマイナスでしたので、3年連続でプラスになるということは実現をしませんでした。

先月13日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」におきましては、賃上げこそが成長戦略の要として、2029年度までの5年間で、実質賃金で年1%程度の上昇をノルムとして定着させるというふうなことを謳っておりまして、この実現に向け、中小企業小規模事業者の賃上げを促進するために、価格転嫁、取引適正化、生産性向上、事業承継、M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と待遇改善に取り組むこととされております。

最低賃金につきましては、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するというふうにしておりまして、中小企業、小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に定める施策パッケージを実行するとされております。その中で、中央最低賃金審議会においてEU指令が加盟国に示している最低賃金設定の参考指標である賃金の中央値の60%や平均値の50%に比べ、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び先ほどの施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、目安の審議につきまして、議論していただくこと。それから、地方最低賃金審議会において、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることという内容が新たに盛り込まれたところでございます。

後ほど、香川県最低賃金の改正決定につきまして諮問をさせていただきますが、これらの状況についても十分ご考慮をいただきつつ、法定3要素に基づく真摯なご審議をお願いするとともに、今期の円滑な審議及び全会一致の答申をいただけますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

○賃金室長

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次がございまして、

資料No.1 第56期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料No.2 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料No.3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料No.4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程

資料No.5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

資料 No. 6 香川地方最低賃金審議会(冷凍調理食品製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)最低賃金専門部会運営規程

資料 No. 7 第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)

資料 No. 8 令和 7 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)

資料 No. 9 令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

資料 No. 10 令和 6 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料 No. 11 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(第 70 回中央最低賃金審議会資料)

資料 No. 12 経済財政運営と改革の基本方針 2025(第 70 回中央最低賃金審議会資料)

資料 No. 13 香川の賃金概況(令和 7 年)

資料 No. 14 香川県の雇用情勢(令和 7 年 5 月分)、労働市場の動向(令和 7 年 5 月)

資料 No. 15 香川県内経済情勢報告(令和 7 年 4 月)

資料 No. 16 香川県金融経済概況(2025 年 6 月 11 日)

資料 No. 17 價格交渉促進月間(2025 年 3 月)フォローアップ調査結果 中小企業庁

資料 No. 18 香川県における中小企業の労働事情—令和 6 年度中小企業労働事情実態調査報告書—香川県中小企業団体中央会

資料 No. 19 「要請書」(全国労働組合総連合四国地区協議会)

資料 No. 20 「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」(JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会)

資料 No. 21 「香川県における最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」(香川県弁護士会)

また、本日、別途配付資料として、

- ① 消費者物価指数(高松市)(令和 7 年 5 月分)香川県政策部統計調査課
- ② 令和 7 年度版最低賃金決定要覧
こちらは委員への配付となります。
- ③ 2025(令和 7) 年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- ④ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑤ 賃金引上げの支援策(パッケージ)
- ⑥ 令和 7 年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内

- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業等）のご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（病院等）のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（建設業）のご案内
- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（情報通信業、宿泊業）のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内
- ⑭ 「キャリアアップ助成金」のご案内

を机上に置かせていただいておりますが、不足等はございませんか。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。本年4月21日付で第56期の委員を任命させていただいております。

資料No.1の順にお名前を紹介させていただきます。

公益委員といたしまして、岡崎委員、籠池委員、高塚委員、平野委員、元木委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、川染委員、立石委員、土田委員、中村委員、三屋委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、井出委員、奥田委員、白石委員、棚次委員、檜垣委員でございます。

以上の15名でございます。

岡崎委員、平野委員、元木委員は、今期から新しく任命されております。

なお、任期につきましては、令和9年4月20日までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて事務局側ですが、労働局長の友住、労働基準部長の西原、賃金室長の西田、賃金指導官の三津、地方労働基準監察監督官の森脇、専門監督官の田淵、賃金調査員の橘川でございます。

労働局長の友住、賃金調査員の橘川につきましては、今年度の異動で、着任しております。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題（1）の「会長、会長代理の選出」から始めさせていただきます。

本日配付の書籍「最低賃金決定要覧」の149ページにございますが、最低賃金法第24条第2項では、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とあり、また同条第4項では、「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と規定しております。

従来、公益委員の間で会長及び会長代理の候補を相談し、委員の皆様の承認を

得て決定してまいりましたが、今期につきましても従来どおり進めさせていただけますよろしいでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

はい。ありがとうございます。あらかじめ各公益委員のご意見をお伺いしたところ、全委員の総意により会長には籠池委員、会長代理は高塚委員ということでございました。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

それでは、籠池会長及び高塚会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。初めに籠池会長、よろしくお願ひいたします。

○籠池会長

ただ今、委員の皆様のご承認をいただきまして、会長職を仰せつかることになりました籠池であります。

最低賃金法の趣旨あるいは中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の合意が図られますよう、努めてまいりたいと考えております。

各委員の皆様にも、様々な状況下で難しい判断をされるものと思われますけれども、全会一致での答申に至りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○賃金室長

続いて高塚会長代理、よろしくお願ひいたします。

○高塚会長代理

ただいま会長代理に選出いただきました高塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

はなはだ微力ではございますが、籠池会長をお支えし、円滑な審議の運営に努めたいと思っております。皆様のご協力、何卒よろしくお願ひいたします。

○賃金室長

それでは、これから議事進行は会長にお願いしたいと思います。籠池会長、よろしくお願ひいたします。

○籠池会長

そうしましたら、議題（2）の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。改正諮問についてよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

○労働局長

よろしくお願ひいたします。

(労働局長から、諮問文を会長へ手交)

○籠池会長

それでは、事務局から、諮問文の写しを各委員に配付をお願ひいたします。

(各委員へ諮問文(写)を配付)

○籠池会長

そうしましたら、事務局で読み上げをお願ひいたします。

○賃金指導官

それでは諮問文を読み上げます。

香労発基 0715 第 1 号

令和 7 年 7 月 15 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 友住 弘一郎

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○籠池会長

ただ今の労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(意見等なし)

○籠池会長

大丈夫ですかね。そうしましたら、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

そうしましたら、会議次第に従いまして議題（3）に入りたいと思います。「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について、事務局からご説明をお願いします。

○賃金室長

まず、香川地方最低賃金審議会及び香川地方最低賃金審議会運営小委員会についてです。

資料 No. 2 の 3 ページですけども「香川地方最低賃金審議会運営規程」をご覧ください。これは、審議会の議事運営について定めたものでございます。第 3 条では、「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されております。

小委員会は、会長が指名した公労使 3 名ずつ計 9 名の委員で構成され、委員長及び委員長代理は公益委員をあてるこことなっております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出を受けておりますので、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

この小委員会の運営に関しましては、資料 No. 3 の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」を配付しておりますのでご覧ください。

また、資料 No. 7 として、あらかじめ皆様にご意見をいただき作成しました「第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）」を配付しております。

公益代表委員は、籠池委員、高塚委員、元木委員を、労働者代表委員は、立石委員、中村委員、三屋委員を、使用者代表委員は、奥田委員、白石委員、檜垣委員を候補とさせていただいております。

続いて、資料 No. 2 の「香川地方最低賃金審議会運営規程」に戻りまして、第 6 条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定され

ております。

また、第7条では、議事録及び会議の資料は原則として公開しておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

これらの規定を踏まえ、本審については、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっています。運営小委員会については、会議を非公開として、議事要旨を公開しています。

次に、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会についてです。

本日、香川県最低賃金について、改正諮問をさせていただきましたが、これを受けて、最低賃金法第25条第2項により、香川県最低賃金専門部会を設置することとなります。

本日お配りしている「令和7年度版最低賃金決定要覧」の149ページに記載されていますが、最低賃金法第25条第2項には、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、これに基づいて、香川県最低賃金専門部会を設置します。

専門部会は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日行うことといたします。締切りは、7月28日を考えています。

そして、資料No.4の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。

第7条では、会議は原則として公開しておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます旨、規定されております。

また、第8条では、議事録及び会議の資料は原則として公開しておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます旨、そして、議事録を非公開と

する場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

この規定及び過去の審議結果を踏まえ、専門部会は県最賃の1回目の専門部会、特定最賃の1回目の専門部会を公開、2回目以降の県最賃及び特定最賃の専門部会も令和5年度から、公労委員、公使委員で行う金額審議以外の部分と結審となる回の公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、公開することとし、公開する部分につきましては、議事録、資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することにしています。

そして、専門部会の公開につきましては、昨年度実施した結果をもとに、公開、非公開について今年度専門部会において再度検討することとしております。

次に、資料 No. 5 「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱」をご覧ください。こちらは、会議を公開する際の手続き等について定めたものとなります。

また、本日の資料 No. 19、155 ページ、資料 No. 20、157 ページに労働団体等からの最低賃金引上げ、中小企業支援及び審議会の公開などについての要請文、資料 No. 21、159 ページに香川県弁護士会からの香川県における最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明をつけております。説明は以上となります。

○籠池会長

ありがとうございました。いくつかの決議事項というか、ご審議いただくべき事項が含まれておったのかなと理解いたします。ポイントとしてはまず第1に香川地方最低賃金審議会運営規程、お配りしている配付資料の2ですね。これと公開要綱が5ですね。

2と5、この2つの規程についてご承認いただけるかどうか。これが1つ目ですね。2つ目として、この配付資料2の仮にご承認いただいたとした場合の運営規程の第3条で小委員会を設置するということになっていますが、この3条に基づいて、今回の運営小委員会を設置したいと。その場合の委員については、配付資料の7のとおりの委員を小委員会の委員に選任したいと。これが2つ目のポイントですかね。3つ目としては、会議議事録、資料等の公開についての話ですが、これについては昨年度から引き続いてすべての本審を公開するというような前提で進めてよろしいかどうかと。この3つがポイントであったのかなと理解いたしますが、以上の点について、事務局からのご説明について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(意見等なし)

○籠池会長

よろしいですかね。ご意見はなさそうですので、まず運営規程、公開情報につ

いては現行どおり施行するということにさせていただきます。また、香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）については、ご承認いただいたということで（案）をとっていただき、本日から施行することとさせていただきます。

また資料 No. 2 の香川地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づいて、今申し上げたとおり、本審議会に運営小委員会を設置するとともに、運営小委員会名簿のとおり、委員を指名させていただくことになります。

3 つ目の会議の公開の点でありますと、会議議事録、資料の公開に関して今年度もすべての本審については公開とさせていただくことといたします。

事務局からご説明ありました運営小委員会及び県最賃、特定最賃の各専門部会の取扱いに関しましては、公開非公開をどのようにするかは、運営小委員会、各専門部会でご判断いただければよろしいかと考えております。

以上で、特にご意見等ございますかね。

（意見等なし）

○籠池会長

よろしいですかね。そうしましたら、次の議題、（4）に入らせていただきます。

（4）と（5）の議題が、これ合わせてになると思うのですが、（4）の「令和 7 年度最低賃金の審議の進め方等の承認について」と関連議題であります（5）の「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議について」をお諮りさせていただければと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料 No. 8 の「令和 7 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。

これは、本年 3 月 13 日に開催されました令和 6 年度第 8 回の本審におきまして審議され、成案として今年度の審議会に申し送りされたものでございます。

本日ご承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、専門部会での審議回数は、おおむね 3 回で結論を出すことを努力目標とすること、審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とすること、この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とすること。

香川県最低賃金の効力発生日は令和 7 年 10 月 1 日、特定最低賃金の効力発生日は令和 7 年 12 月 15 日を努力目標とすること。

来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会におい

て、その意向確認を行うこと等でございます。

次に、議題（5）の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議について」は、今も触れましたが、資料No.8「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の1の（5）の部分となります。

最低賃金審議会令第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この1の（5）におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定しています。

したがいまして、「全会一致での香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」ということでございます。

本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いいたします。

以上です

○籠池会長

はい。ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（意見等なし）

○籠池会長

よろしいですかね。ただ今承認をいただいたということで、承らせていただき、資料No.8については（案）を取っていただき、本年度の最低賃金の審議につきましては、この「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について」によって審議を進めさせていただくということにいたします。

それでは、事務局で読み上げをお願いいたします。

○賃金指導官

それでは読み上げます。

令和7年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- （1）香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- （2）特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- （3）専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。

(4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。

(5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

(6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。

(7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。

(8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。

(9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和7年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次とおり審議を進める。

(1) 令和7年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

(2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

(3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和7年12月15日を努力目標とする。

(4) 令和8年度の申出については、令和7年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

○籠池会長

以上の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○籠池会長

よろしいですかね。そうしましたら、議題（6）にあります「その他」に入りたいと思います。事務局で、何かございますか。

○賃金室長

今後の審議等の予定について、説明させていただきます。

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日行うことといたします。締切りは 7 月 28 日とさせていただきます。

また、先ほども説明をしましたが、香川県最低賃金専門部会を設置することになります。

このため、労使各 3 名ずつの委員推薦のための公示を本日行うことといたします。こちらも締切りは 7 月 28 日とさせていただきます。

それから、既にお目通しいただいているとは思いますが、本年 5 月 21 日に全労連四国地区協議会から資料 No. 19 「要請書」が香川労働局長と地方最低賃金審議会会長あて、提出されておりますので報告いたします。

また、本年 6 月 2 日に J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会から資料 No. 20 「最低賃金いつでもどこでも 1,500 円の実現を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。

さらに、本年 6 月 6 日に香川県弁護士会から、資料 No. 21 「香川県における最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」が香川地方最低賃金審議会と香川労働局あて、送付されておりますので報告いたします。

また、本日、いろいろ資料を付けさせていただいております。主要なものについて、少しだけ説明させていただきたいと思います。

資料 No. 9、27 ページに効力発生日一覧表を付けております。

黄色で印を付けていますのが、努力目標であります 10 月 1 日発効とするためには、8 月 5 日までに答申していただく必要があるということです。

次に、特定最低賃金の予定一覧表を付けておりまして、12 月 15 日に発効させるためには、10 月 15 日に答申をいただく必要があります。

資料 No. 10 に、昨年度の「香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」をまとめています。

① から⑧が本審で、中から下のほうが香川県最低賃金専門部会、下側が 3 つの

特定最低賃金の審議状況、審議内容について記載しております。

別途配付資料としまして、消費者物価指数以降です。別途配付資料3の「労働行政のとりくみ」は香川労働局の今年度の行政運営の主な内容について取りまとめたものでございます。また、別途配付資料の4から14の各種リーフレットについてですが、今年度は、事業場内最低賃金の引上げを促す業務改善助成金をはじめ生産性向上や正規・非正規の格差是正などに関する8つの助成金をまとめた「賃上げ」支援助成金パッケージの周知に重点的に取り組むこととしております。

その相談窓口である「香川働き方改革推進支援センター」、「キャリアアップ助成金」の利用案内を含め「業務改善助成金」と、「働き方改革推進支援助成金」等の各資料を配付させていただいております。

これらのうち「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コースについては、今年度から情報通信業、宿泊業が追加されております。

今後も関係機関、関係団体等のご協力をいただきながらこれらの周知に努めてまいりたいと考えております。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。今後の香川県最低賃金の審議の予定スケジュールですね、こちらのご説明いただいていましたか。

○賃金室長

次の第2回本審につきましては、7月30日（水）15時15分からサンポート合同庁舎北館702会議室で開催する予定となっております。

それ以降につきましては、中央最低賃金審議会目安小委員会がここ数年、第5回で目安が決定しているんですけども、厚生労働省のホームページですと4回までは明らかになっているんですけど、5回目についてまだ明らかになっていないので、これらについて見極めた上で日程の調整をさせていただきたいと思います。

皆様方には、開催日程のご案内が遅くなつて申し訳ございませんが、今申しました関係で遅くなつておりますのでご了承いただければと存じます。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。

審議の今後の予定スケジュールと今日配付の資料について事務局からご説明をいただいたということですが、何かご意見、ご質問等ござりますでしょうか。

どうぞ、白石委員。

○白石委員

データのことでお伺いしたいと思います。

今回、審議のスケジュールが相当タイトな感じがしている中で、我々もできるだけデータを正確につかんで、的確な意見を出していきたいと思っております。これは引き上げたくないという意味ではなくて、納得性を高めたいという意味でありますし、第1回目の資料を金曜日にいただき、ざっと見ただけですが、例えば「香川県の賃金概況」という資料の70ページの4の「短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移」です。香川県の金額が令和5年度の1,182円から6年度が2,046円と、1.8倍ぐらいに上昇しています。他県と比較してもこの上がり方は尋常じゃない感じがします。

この中には、ひょっとしたら、異常値みたいなのが入っているのではないかと感じています。このあたりの分析を次回の専門部会でも良いですが、明らかにしていただきたいなという思いがあります。

全部見たわけではなくて、今日はここだけを確認させていただきますけども、男性に至っては1,307円が3,353円、これは上がり方が、にわかには信じがたいものです。これを賃金のデータですと言われて審議を始めるのは、いささか不安がありますので、そのあたりの確認から、次回の本審か専門部会から入らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○籠池会長

ぱっと見、確かにこれおかしな感じがいたしますが、今お分かりになっている範囲で何か事情とか分かりますか。

○賃金室長

70ページの上の表の下に注の2に「令和元年までは、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えてる労働者を除外」していたんですけど、令和2年度からは医師とか歯科医師とか大学教授等の分についても反映されるということです。昨年と比べて全国一高い数字になっていまして、その原因を確認したんですけども、医療機関で医者の方のデータが相当な割合で入っているということで相当金額が高くなっています。主な理由としましては医療機関のドクターの賃金額が、このデータに相当な割合で入っているということでございます。

○籠池会長

それは令和2年以降入っているんですよね。

○賃金室長

はい。

○籠池会長

令和6年が飛び抜けているような気がするんで。

○賃金室長

割合が今までよりもかなり高かったという。

○籠池会長

正確なところを次回、ご説明をお願いいたします。

○白石委員

例えば、医療関係者は、国家資格を有していて、時給は高くなりがちであるということをコミットしていただき、それならば、そうした対象者をオミットしてもう1回数字を出していただくとか。できる範囲で結構です。

○賃金室長

こちらにデータがないので。

○白石委員

ないですか。継続性という観点では全然問題ないと思っていて、その都度その都度データをいじれというつもりはないですが、今年はあまりに使えないデータになっているなと思ったものですから。

○籠池会長

はい。また、事務局で補足の説明を次回までにご準備いただければと思います。
他にご意見、ご質問等ございますか。

(意見等なし)

○籠池会長

大丈夫ですかね。そうしましたら、その他事務局から、何かありますでしょうか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には連絡事項等ございますので、この場に残っていただきますようお願ひいたします。以上です。

○籠池会長

はい。そうしましたら、今後の審議日程のご説明いただけたんですかね。

○賃金室長

第2回本審が7月30日(水)の15時15分からサンポート合同庁舎北館702会議室で行う予定にさせていただいております。

○籠池会長

はい。わかりました。今後の審議日程等についてのご説明について、ご意見等は大丈夫ですかね。

(意見等なし)

○籠池会長

はい。そうしましたら、次回の本審はただいまご説明ありましたとおり、7月30日の午後3時15分から開催する予定ということですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、用意した議題は終わりましたが、他にご発言等ございませんか。

なければ、第1回の本審をこれにて閉会させていただければと思いますが、よろしいですかね。

はい、そうしましたら閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——